

ネット通販「定期縛りなし」「1回のつもり」が定期購入だった！

事例

ネット通販で、初回980円定期縛りなしのファンデーションを注文した。注文していないのに2回目が届いたので、受取拒否で返品した。その後13,299円の振込用紙が届いたが無視していたら何度もメールや請求書が届いたので仕方なく支払った。その後3回目の商品が届き無視していたら、今度は弁護士事務所から委託前通告書が届いた。販売業者に「解約したい、定期縛りなしと書いてあった、納得できない。」とメールしたが解約にならず、また弁護士事務所から受任通知書兼請求書が届いたので、今度は電話をしたが、音声案内で直接話すことができない。どうしたらよいか。(50歳代 女性)

＼ご安心ください。/
定期回数縛りなし

定期便といっても、〇〇回継続してください、といった回数の制限はございません。

合わなかった、余ってしまったという場合でもお休みや変更・解約が可能です。

お客様のペースに合わせてご利用くださいませ。



アドバイス

- 「定期縛りなし」という広告でも、「購入回数の制限はない、定期コース」の可能性が
あります。
- インターネット通販は、広告の契約内容、支払総額、返品・解約など、事業者の決まり
に従わなければなりません。いったん注文すると、簡単に契約を解除することはできま
せん。注文する前に、返品・解約の条件を確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前に連絡が
必要」のように、申請期間に制限や通常価格を支払う条件が定められているケースがあ
ります。
- スマホ画面では、最後の方に、小さい文字で条件等が書かれている場合があります。
「安くなる」を強調する広告は特に詳細を確認しましょう。
- トラブルにあったら電話やメール等の記録を残しましょう。困ったときは、早めに消費
生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

